

平成28年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省28-3-4)

政策名	3 対外経済	施策名	3-4 貿易管理			
施策の概要	○大量破壊兵器等の不拡散、野生動植物の保護などを進めるべく、外国為替及び外国貿易法(以下、外為法)厳格な貿易審査等を実施する。 ○国内の各業界や海外諸国からの規制に対するニーズを迅速・的確に把握し、国連安保理決議や国際条約等との整合性や法規制の在り方等を考慮しつつ、適正な貿易管理体制を構築し、我が国経済の健全な発展に寄与する。					
達成すべき目標	○適正な貿易管理体制の下で、厳格な審査や検査を実施することで適切な輸出入管理を行い、国内外の状況に応じて制度の見直し等を図る。さらに、我が国の貿易管理体制について国内外の関係者に対して効果的な普及啓発等を行い、国際的に円滑な貿易管理の構築に貢献する。					
施策の予算額、執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	445	472	544	685
		補正予算(b)	▲ 4	478	-	-
		繰越し等(c)	0	▲ 477	477	
		合計(a+b+c)	441	473	1,021	
執行額(百万円)	391	428	772			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	防衛装備移転三原則(平成26年4月1日 国家安全保障会議・閣議決定) 外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について(平成27年3月31日閣議決定) 世界最先端 IT 国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定)					

測定指標	1	外為法・貿易管理体制の企画・構築状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
								28年度	
			①国際輸出管理レジーム交渉に参加し、当該レジームにおける合意等に基づき輸出貿易管理令等を改正。 ②ワシントン条約の第17回締約国会議結果を踏まえた法令の改正、審査体制整備等の実施。 ③申請手続等の効率化や電子化の促進。 ④平成26年度に策定された防衛装備移転三原則に基づき、個別事案に適切に対応。					貿易管理の合理化・透明化に資する外為法・貿易管理体制の構築	
		電子ライセンスによる通関割合	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
			34%	43%	49%	54%	58%		
	2	外為法及び関税率法に基づく貿易審査状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
								28年度	
			①安全保障理事会決議等に基づき、北朝鮮等に対して輸出入禁止措置を実施。 ②外為法に基づく申請に対して審査を実施。 ③外為法違反懸念者に対する審査を実施。 ④アンチダンピング関税の課税措置等の求めに対して調査を実施。					外為法及び関税率法に基づく貿易審査等の着実な執行	
		個別許可・承認等件数	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
		42,868	43,773	44,768	47,497	47,592			
3	原産地証明制度等の企画・構築・執行状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
							28年度		
		①原産地法に基づき第一種特定原産地証明書の発給を着実に実施。 ②原産地法に基づき第二種特定原産地証明書を作成できる輸出者を認定。 ③自己証明制度を含めた原産地証明制度の普及活動を推進。					輸出貿易の健全な発展に寄与する原産地証明制度の着実な執行		
	特定原産地証明書発給数	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
		153,217	183,365	206,304	234,288	266,693			

参考指標	1	海外における輸出管理セミナー等の開催件数	基準値	実績値						
			-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			-	4件	3件	3件	4件	-	-	-
	2	安全保障貿易管理説明会受講者数	基準値	実績値						
			-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			-	11,671人	10,028人	9,007人	9285人	-	-	-
	3	輸出管理内部規程(CP)届出企業数	基準値	実績値						
			-	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
			-	1,450社	1,451社	1,443社	1440社	-	-	-

		(各行政機関共通区分)	目標達成
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	国際枠組みや条約に基づき、外為法の関連する政省令を速やかに改正し、適切かつ必要最低限の貿易管理を実施するとともに、我が国の貿易管理体制について国内外の関係者に効果的な普及啓発等を行い、国際的に円滑な貿易管理の構築に貢献しているため。
	施策の分析		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度末に2年間延長(期限は平成29年4月13日)された外為法に基づく北朝鮮への輸出入禁止措置を、税関・警察等と連携しつつ厳格に実施し、平成28年度は6件の事案に対して行政制裁を課している。また、平成28年12月に、北朝鮮による核実験実施や累次の弾道ミサイル発射を受けて採択された国連安保理決議第2321号を踏まえ、所要の政令改正等を実施した。</li> <li>・国際輸出管理レジーム会合やワシントン条約の第17回締約国会議での議論に参加し、必要に応じて政令改正等を行い、国際条約等で規制対象となっている貨物の輸出入につき、厳格な管理を実施した。</li> <li>・アンチダンピング調査については、平成27年に調査を開始した水酸化カリウムについて課税措置を発動し、9月には高重合度PET樹脂、3月には炭素鋼製突合せ溶接式継手の調査を新規に開始した。日本は平成27年までの21年間で8件しかアンチ・ダンピング措置を発動していないが、各国で本措置が増加傾向にあるほか、申請環境の整備や制度改正を行った結果、日本でも調査件数が増加した。</li> <li>・防衛装備移転三原則に基づき、関係省庁との連携の下、個別の海外移転案件について移転を認め得るかどうか判断するにあたって、輸出管理当局として寄与した。</li> <li>・投資活動の活発化が予測される外国投資ファンド、事業会社等による投資提案について、投資グループの組織概要、我が国及び海外での活動実績等について最近の動向、当該投資家による諸外国の規制当局による対内直接投資の審査等について調査・分析を行い、対内直接投資等の審査体制を充実させた。</li> <li>・日本から輸出された製品が、海外の仕向先企業を通じて懸念国やテロ組織等に渡ってしまうことのないよう、①アジア輸出管理セミナーの開催(45の国・地域等が参加)や、②輸出管理制度の整備が不十分な国・地域における、現地産業界向けの普及啓発セミナーを2カ国で実施したほか、平成28年度より、輸出管理制度の構築を具体的に検討している国の政府を対象に、我が国の専門家を派遣する事業を開始し、平成28年度はフィリピンとタイの2カ国に対して実践的な指導を実施した。</li> <li>・企業・研究機関等の法令遵守については、適切な指導・処分を行うなど法令の厳格な執行を行うとともに、関係機関と協力し、安全保障貿易管理に関する資料配付や説明会を全国で実施し、輸出者の輸出管理体制整備に向けた普及啓発を行った。</li> <li>・安全保障貿易管理小委員会では、安全保障貿易管理政策のあるべき姿について議論を重ねて1月に中間報告をとりまとめ、外為法制度の改正に着手した。</li> <li>・厳格な執行は維持しつつ、国民にとって必要最小限の貿易管理を行う外為法の趣旨に基づき、制度の合理化について検討を行い、①輸出承認品目のうち3品目を廃止、②輸入割当申請書類の一部簡素化を実施した。また、申請者の利便性を向上する観点から引き続き輸出入申請の電子化を推進するため、NACCS貿易管理サブシステムについて個別企業への説明会(平成28年度54件)や、システム改修等を行った。</li> <li>・原産地証明制度のルールに関する国内企業の周知を推進するため、平成28年度予算事業による説明会の開催等を通じて、広範に普及啓発を実施した。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・テロの脅威の増大等、世界の安全保障環境等が大きく変化する中で、引き続き「貿易管理の合理化・透明化に資する外為法・貿易管理体制の構築」を目標とすることは妥当と考える。近年、先端的な民生技術が軍事力の高度化に決定的な役割を果たすようになり、国際的にも、より厳格な管理が求められるようになっている。一方で、懸念国や非国家主体は様々な手段を通じて獲得を試みるようになっていることから、こうした試みに対する抑止力を大幅に強化することが重要であり、外為法改正を含めた貿易管理体制の構築を図っていく。</li> <li>・国連安保理決議や国際条約等によって規制される貨物について、「外為法及び関税定率法に基づく貿易審査等の着実な執行」を行うことは今後も求められることであり、引き続き目標として適切であると考える。厳格な輸出入の審査を実施すると同時に、事業者の利便性や管理の合理性の観点から申請手続等の効率化については検討を進めていく。</li> <li>・現在交渉中の経済連携協定では、これまで日本で採用してきた「第三者証明制度」ではなく、「自己証明制度」の採用が強く主張されている協定もあることから、今後も日本企業の円滑な海外展開を支援するために「原産地証明制度の着実な執行」を目標とすることは妥当である。</li> </ul>
学識経験を有する者の知見の活用	政策評価のあり方を検討する場として、「政策評価懇談会」を設置。その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標・参考指標はそれぞれ担当部局にて集計		
担当部局名	貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課	政策評価実施時期	平成29年8月